

令和8年度

不祥事防止委員会 年間活動計画

総務部

1 職員の不祥事防止に対する日常的な意識啓発の取組

- (1) 職員の不祥事に係る報道等があったときは、新聞記事等を配布するとともに、連絡会等で研修を行い、注意を喚起する。
- (2) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」が公表されたときは、資料を配布するとともに、連絡会等で研修を行う。
- (3) 情報交換を通し、不祥事を許さない職場風土を醸成するとともに、危機管理意識の高揚を図る。

2 年間活動計画

月	活 動 計 画
4	○不祥事防止研修の立案・検討（年間計画、パワハラ・教頭） ○情報交換
5	○不祥事防止研修の立案・検討（児童への接し方・特別支援） ○情報交換
6	○不祥事防止の立案・検討（個人情報管理・1年） ○情報交換
7	○不祥事防止研修の立案・検討（交通事故・2年） ○情報交換
8	○不祥事防止研修の立案・検討（業務改善・教頭・事務主事） ○情報交換
9	○不祥事防止研修の立案・検討（児童の命を守る、メンタルヘルス・専科・養護教諭） ○情報交換
10	○不祥事防止研修の立案・検討（体罰・3年） ○情報交換
11	○不祥事防止研修の立案・検討（セクハラ・4年） ○情報交換
12	○不祥事防止研修の立案・検討（飲酒運転・5年） ○情報交換
1	○不祥事防止研修の立案・検討（保護者対応・6年） ○情報交換
2	○不祥事防止研修の立案・検討（不適切な指導・1年） ○情報交換
3	○不祥事防止研修の立案・検討（安全配慮義務違反・2年） ○次年度年間計画検討 ○情報交換